総合企画

１　「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の推進

日本の人口は今後急速に減少し，100 年後には現在の半分以下の 5 千万人を切るとされており，国では，この人口減少問題の克服を目指す「地方創生」を進めています。

これを受け本市では,急激な人口減少に歯止めをかけ,東京一極集中を是正するため,市民・関係団体等の皆様との意見交換や，取組の提案募集を行い，多数の意欲的な取組提案等を頂き，他の政令指定都市に先駆けて，平成 27 年 9 月に「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定しました。

総合戦略の推進に当たっては，市民や関係団体と本市が目標を共有し，一体的に取組を推進する「チーム京都」の仕組みを設けるなど，市民等と行政が共に「自分ごと」「みんなごと」として，人口減少問題に一丸となって挑む新たな関係を築いています。

２　政策評価，事務事業評価の実施

（政策評価･･･総合企画局，事務事業評価･･･行財政局）

政策評価制度は，政策の目的がどの程度達成されているかを評価し，その結果を公表するとともに，より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用するものです。

平成 16 年度から本格実施し，現在は，平成 19 年 6 月に施行した「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づき，取組を行っています。

平成 23 年度からは,「はばたけ未来へ！　京プラン（京都市基本計画）」（平成 23～32 年度）に掲げる 27 の政策及び 114 の施策の目的の達成状況について，客観指標評価及び市民生活実感評価の 2 つの手法により，評価を実施しています。

また，同じく行政評価条例に基づき実施している，事務事業評価制度は，平成 15 年度から本格実施し，約 1,000 の事務事業を対象として，市民と行政の役割分担評価及び業績評価を行い，有効性や効率性などを評価しています。

なお，それぞれの評価結果については，ホームページで公表しています。

３　国家戦略としての京都創生の推進，双京構想の推進

本市では，歴史都市・京都ならではの魅力を守り，育て，発信するという視点から「景

観」，「文化」，「観光」の3つの分野を柱とした「国家戦略としての京都創生」の取組を進めています。その実現に当たっては，市民の皆様と本市が力を合わせて積極的に取組を進めていく必要がありますが，国家的見地から取組を進める必要があるものについては，国に制度的・財政的な特別措置を求めています。

これまで，本市では，平成15年6月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」が出されたことを受けて，平成16年10月に国家的に取り組むべき政策等を掲げた「歴史都市・京都創生策（案）」を取りまとめました。

また，平成15年10月に提言の実現を応援する各界の有識者による「京都創生百人委員会」が，平成17年6月には京都創生の趣旨に賛同する市内の団体，企業，市民による「京都創生推進フォーラム」が設立されました。

京都市会においては，平成16年12月に「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議が全会一致で議決され，国においても，「歴史的都市維持・再生議員連盟」（自民・公明，平成17年5月）や「国家戦略としての京都をはじめとする歴史都市再生国会議員連盟」（民主，平成17年6月）が結成されました。このような状況を踏まえ，本市では，平成18年11月に，今後の取組や国への提案・要望項目を具体的に取りまとめた「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定しました。また，平成21年12月に本市が目指す歴史都市の姿，その実現のために必要な国家的な施策を「国家戦略としての京都創生の提案」としてまとめ，国へ提出しました。

京都創生の具体的な取組としては，それぞれの分野において京都の魅力を高める事業の実施に加え，国家予算要望や「日本の京都」研究会を通じ，時機に応じた必要な国への働き掛けを積極的に行うとともに，京都創生推進フォーラムによる啓発活動や，京都創生PR事業「京あるき in 東京」の開催，各国大使館関係者等を対象とした「京都創生海外プロモーション」などの実施により，都市格の一層の向上を図っています。

また，日本の大切な皇室の弥栄のために，皇室の方に京都にもお住まいいただき，政治・経済の中心である「東京」と，歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており，国への要望活動や機運醸成，皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き，これらの取組を着実に積み重ね，京都創生及び双京構想の実現に全力で取り組んでいきます。

４　文化庁の京都への全面的な移転の着実な推進

文化庁の京都への移転については，オール京都で要望活動を展開した結果，平成 28 年 3 月に国から「政府関係機関移転基本方針」が発表され，京都への全面的な移転が決定しました。

平成 28 年度は，国において同年 8 月末をめどに移転の概要を取りまとめ，年内をめどに具体的な内容を決定することとなっています。

本市においては，文化庁の全面的な移転の着実な推進に向けて，全庁挙げて，さらには京都府をはじめ，関西の自治体，経済界，文化関係団体等，オール京都，オール関西で受入体制の整備に当たるとともに，あらゆる政策を文化と連携・融合させ，文化行政の広がりと深化に寄与し，名実ともに「文化首都」として，文化の力による全国の地方創生及び文化交流を通じた世界平和に貢献していきます。

５　国立京都国際会館の多目的ホールにおける「京都らしい設え」の実施

本市では，日本文化の発信と本市の伝統産業の振興を図るため，国が整備する国立京都国際会館の多目的ホール（平成 30 年度しゅん工予定）に，公益財団法人国立京都国際会館と連携して，京都ならではの付加価値を加える「京都らしい設え」を行うこととしており，その一環として，京都の伝統産業，伝統工芸等をいかした調度・備品の制作に向けた仕様等を検討しています。

６　個性と活力あふれるまちづくりの推進

⑴　岡崎地域活性化ビジョンの推進

本市では，岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全継承しながら，世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに，更なる賑わいを創出するため，平成 23 年 3 月に「岡崎地域活性化ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは，50 年後，100 年後を見据え長期的な見地に立った「5 つの将来像」と，様々な主体が協力して取り組む「7 つの実現方策」を掲げています。

平成 23 年 7 月には，岡崎地域の施設や団体，事業者，関係分野の団体，市などの参画の下，ビジョン実現のプロセスとして掲げられる官民連携のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が設立され，現在 31 団体で運営されています。

岡崎エリアにおいては，同協議会が主体となり，エリアの各施設をはじめ，エリア

周辺地域の事業者や団体等との連携により，「京都岡崎ハレ舞台」や「岡崎桜回廊ライトアップ」，平成28年8月に新たに夏季の夜の賑わいづくりを目指して開催した「京の七夕　岡崎プロムナード　星の響宴」などの地域連携型魅力創出事業を展開しています。また，平成27年12月に開設した地域ガイド拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」等を活用し，岡崎エリアの持つ多彩な魅力を存分に満喫していただけるよう，総合的な情報発信・観光案内の強化に努め，更なる賑わいづくりや回遊性の一層の向上を図り，「文化の薫り漂う，歩いて楽しい岡崎」の実現に取り組んでいます。

⑵　京都駅西部エリアの活性化の推進

梅小路公園をはじめ，京都市中央市場や京都リサーチパーク，商店街，文化・観光施設，寺社，大学など，多彩な地域資源が集積する京都駅西部エリアは，平成28年4月に京都鉄道博物館が開業し，さらに，平成31年春にはＪＲ新駅が開業予定であるなど，民間活力と本市の施策が融合する中で，活性化の機運がこれまでから大きく高まっているエリアです。

本市では，このような機運を確実なものとするため，平成27年3月に，長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し，平成28年3月には，この将来構想に基づき，多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリアマネジメント組織「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を設立しました。

この協議会を中心に，様々な活性化事業や，地域の魅力情報の発信のほか，京都市中央市場の機能強化，市場整備に伴う「賑わいゾーン」の活用に取り組み，さらには，ＪＲ新駅の設置をはじめとした本エリアへのアクセスの向上の取組を推進するなど，京都の新しい賑わいを創出していきます。

⑶　京都駅東南部エリアの活性化方針の策定

京都駅東南部エリア（山王学区の竹田街道より東側の7箇町）は，京都駅に近接する利便性の高い立地にあります。また，同エリアの北側に隣接する京都駅東部エリアでは，崇仁地域への京都芸大の移転整備を契機としたまちづくりが進められるとともに，京都駅八条口では，駅前広場の整備等に向けた取組が進められています。

こうした状況を踏まえ，京都駅東南部エリアの活性化を目指し，平成28年7月に，学識経験者等で構成する「京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会」を設置し，活性化方針の策定に関する事項について，審議を進めているところです。

平成28年度内には，同委員会の審議の結果を踏まえ，当該エリアの目指すべき将来像や，その実現に必要な施策等を盛り込んだ活性化方針を策定し，周辺地域のまちづくりとも連携しながら，当該エリアの活性化を推進していきます。

⑷ 山ノ内浄水場跡地活用の推進

近年の水需要の減少を踏まえた浄水場の再編に伴い，山ノ内浄水場（平成 25 年 3 月に廃止）の跡地活用について，地元代表者や有識者からなる委員会での検討を行うとともに，パブリック・コメントを実施し，広く市民の意見を聞いたうえで，本市西部地域はもとより市全体の活性化や地下鉄増客に資する活用を図るとの視点から「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を平成22年12月に策定しました。

この活用方針に基づき，学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上を図り，多様な人の交流によってにぎわいが創出できるよう，新たなまちづくりの拠点整備に取り組んでいます。

今後は，跡地活用事業者の第Ⅱ期整備も含めた事業計画の実現に向けて必要な協議・調整を行い，本市西部地域はもとより，市全体の活性化や地下鉄増客に資するよう，取り組んでいきます。

○　南側用地

平成24年8月に「学校法人京都学園」と基本協定を締結し，平成27年4月に京都学園大学の京都太秦キャンパス（第Ⅰ期）が開設されました。

○　北側用地

平成26年6月から10月にかけて事業者を公募し，「京都市山ノ内浄水場跡地活用優先交渉事業者選定委員会」での審査を経て，「学校法人大和学園及び社会医療法人太秦病院（共同提案）」を優先交渉事業者として選定し，その後，平成27年3月に基本協定を締結しました。平成30年度の第Ⅰ期施設の開設（病院は平成29年度の後半）に向け，平成 27 年 7 月から，事業者が同用地の既存施設（配水池等）の撤去作業を実施しています。

7　リニア中央新幹線及び北陸新幹線の誘致推進

三大都市圏を約１時間で結び，新たな国土軸を形成するリニア中央新幹線，また，首都圏と北陸，近畿を結び，さらに，関西国際空港まで延伸することで，これらの地域と世界を結ぶことができる北陸新幹線の整備は，京都はもとより，国土の均衡ある発展に

とって極めて重要なプロジェクトです。このため，本市では，リニア中央新幹線及び北陸新幹線の京都駅ルートの実現をはじめ，リニア中央新幹線の全線同時開業や北陸新幹線の大阪までの早期整備，関西国際空港への延伸に向けた活動を，京都府，経済界等と連携し，オール京都で展開しています。

引き続き，国への要望を行うとともに，京都市内や首都圏において，機運を醸成する活動などを積極的に行っていきます。

８　地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため，本市独自又は他の指定都市等と共同で，国の施策及び予算に関する要望・提案等を行っています。

また，平成 24 年 8 月に正式加入した関西広域連合において，京都市がこれまで培ってきた経験や，特色・強みをいかしながら，広域防災，広域観光・文化・スポーツ振興，広域交通インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け，他の構成団体と共に取り組んでいます。

９　参加と協働による市政運営の推進

参加と協働によるまちづくりを進めるため，平成 13 年 12 月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに，平成 15 年 8 月には，市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進条例」を施行しました。

その後，5 年度ごとに市民参加推進計画の策定又は改定を行い，現在は，「第 2 期京都市市民参加推進計画改定版」（平成 28 年 3 月策定）に「市民との未来像・課題の共有」，「市民の市政への参加の推進」，「市民のまちづくり活動の活性化」の 3 つの基本方針を掲げ，取組を進めています。

具体的には，「市民との未来像・課題の共有」については，オープンデータの推進などによる情報提供の推進や，区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」による市民と市職員又は市民同士の対話の推進に取り組んでいます。

「市民の市政への参加の推進」については，パブリック・コメントや附属機関の委員の市民公募，市政ボランティア制度など，市政運営の様々な過程に市民参加の制度や仕組みを設け，市民の積極的な参加につながるよう，着実な運用に努めるとともに，あらゆる市政分野において市民と京都市の協働の推進に努めています。

「市民主体のまちづくり活動の活性化」については，「市民活動総合センター」や市内13箇所に設置した「いきいき市民活動センター」を中心に，市民活動を総合的に支援するとともに，市民と本市が共にまちづくりに取り組む「～ひとごとではなく，「自分ごと」，「みんなごと」として市民・行政が協働！～“みんなごと”のまちづくり推進事業」など，市民，地域の住民組織，ＮＰＯ，企業・事業者，大学，寺社などのあらゆる主体との協働を進め，市民主体のまちづくり活動，地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

10　京都市移住サポートセンター「住むなら京都（みやこ）」の開設・運営

本市では，平成27年9月に，市民団体や企業等と本市で構成するプロジェクトチーム「チーム京都・移住応援チーム」を結成し，「京都市移住応援ガイド」の作成や，東京での移住相談会の開催等により，本市への移住を希望される方に地域の多様な魅力と個性を情報発信するなど，移住促進に取り組んできました。

平成28年5月からは，こうした移住促進を本格化し，京都で暮らす魅力の情報発信や，相談への対応，「しごと」，「すまい」，「子育て支援」等とのマッチングなどの移住支援を行うため，「京都市移住サポートセンター『住むなら京都（みやこ）』」を開設し，市民グループ・地域・関係団体・事業者等との連携・協働のもと，取組を推進しています。

11　大学のまち京都・学生のまち京都の推進

本市は，古くから「学問のまち」，「大学のまち」，「学生のまち」として，大学が文化や産業の振興をはじめ，若者による都市の活性化等，京都のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし，昭和50年代後半から，各大学における機能の強化や学部の増設等に伴い，市外への転出の動きが相次いだことから，大学振興をまちづくりの重要な柱の1つとして取組を開始しました。

市内での大学施設整備への支援を進めるとともに，平成10年に産学公連携の下設立した公益財団法人大学コンソーシアム京都と緊密に連携し，「京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）」を拠点に，大学の知の集積を活用した生涯学習事業，単位互換やインターシップ事業，大学と地域の連携・交流促進を目的とする学まちコラボ事業などの取組を進めてきました。

平成26年3月には，大学コンソーシアム京都との協働により「大学・まち・学生 むすぶプラン（大学のまち京都・学生のまち京都推進計画 2014―2018）」を策定し，①学生が学ぶ環境の充実，②大学・学生の国際化の促進，③学生の進路・社会進出の支援，④大学との連携による京都の経済・文化・地域の活性化，⑤学生が持つエネルギーをいかした京都力の強化，⑥プロモーション戦略の強化の6本の柱に沿い，「世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」」の実現を目指した施策を推進しています。

また，平成28年度には，大学を挙げた地域連携の取組を支援する「「学まち連携大学」促進事業」，大学の留学生誘致事業や日本人学生の海外留学促進事業等を支援する「「京（みやこ）グローバル大学」促進事業」，留学生に対し，必要な行政手続や生活ルール等に係る情報提供やサポートを行う「来日直後の留学生を支援する「ウェルカム・パッケージ」」，大学の知を本市の政策・施策に反映させるための「大学の知を活かした多角的な市政研究事業」を推進していきます。

12　市政広報等

⑴　主な広報業務

○市民しんぶん	毎月1日発行	65万部
市民しんぶん区版	毎月15日発行	65万部
点字市民しんぶん	毎月1回	200部
点字市民しんぶん区版	毎月1回	278部
市民しんぶん文字拡大版	毎月1回	375部
市民しんぶん区版文字拡大版	毎月1回	430部
声による市民しんぶん（テープ版）	毎月1回	190セット
声による市民しんぶん（CD版）	毎月1回	230枚
声による市民しんぶん区版（テープ版）	毎月1回	200セット
声による市民しんぶん区版（CD版）	毎月1回	240枚
	（以上，平成28年4月時点）	
○きょうとシティグラフ	毎年1回	7万部
○生活ガイドブック「暮らしのてびき」	毎年1回	11万部
○市政広報ポスター及びテーブルテントによる広報		
ポスター版「京都市民ニュース」	毎月1回	2,120部

テーブルテント版「京都市民ニュース」　　毎月１回　　1,390 部

〇テレビによる広報

◗KBS 京都

・PR スポット　　年間７本（1 本 15 秒又は 30 秒）

・特集番組　　年間３本程度（1 本 30 分）

◗在阪準キー局　　不定期

〇ラジオによる広報

◗KBS 京都

・ちょこっと情報☆きょうと　　月～金曜日（2 分）

・人権啓発番組「明日への歩み」　　5 月，8 月，12 月の毎週日曜日（5 分）

・人権インフォメーション　　5 月，8 月，12 月の毎日（2 分）

・大作・英樹のだいすき☆京都　　原則，毎月最終土曜日（10 分）

・PR スポット　　毎週土・日曜日各５回（30 秒）

◗エフエム京都

・KYOTO CITY PUBLIC LINE　　平日（110 秒）

・MAYOR TALKS☆KYOTO　　原則，毎月最終土曜日（10 分）

◗NPO 京都コミュニティ放送

・イベント羅針盤　　毎週土・日曜日（3 分）

〇映画による広報　　年５本（1 本 15 秒）の映像を上映

〇インターネットによる広報

・京都市公式ホームページ「京都市情報館」

・京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」

・京都市公式ページ「京都市情報館」Facebook 版・Twitter 版

〇アプリ配信

京都の行政，観光・イベント，生活など，京都市が関わる全ての情報からアプリに適した情報を選りすぐり，情報を集約し，利用者の利便性の向上や若年層への広報発信力の強化を図っています。

〇広報板の設置　　市内 7,632 基（平成 28 年８月１日現在）

○報道機関に対する記者発表

○全国，海外に向けた広域シティＰＲ

全国,海外への発信力のある首都圏を中心とした多様なマスメディアに幅広く情報を提供し，紙面やテレビ番組等に採用されるように働き掛けを行っています。

⑵ 広聴

○「市長への手紙」制度

市民から広く文書，電子メールにより市政に対する意見，要望等を聴き，希望される方へは当該意見等に対する回答を行っています。

○市政総合アンケート

市政に関する意識や関心，要望を統計的に把握し，市政に反映させるため，市民3,000人を対象としたアンケート調査を年2回実施しています。

［平成28年度質問項目］

第1回　文化庁の京都移転と国家戦略としての京都創生について

第2回　「健康長寿のまち京都」実現に向けた市民意識調査について

○市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを365日，電話，FAX,電子メールの中から利用者に合った方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール)」を開設しています。

13　国際化推進

本市では，昭和53年に,「世界文化自由都市宣言」を行い，この宣言を具体化していくため，平成2年3月に「京都市国際交流推進大綱」，平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」,平成20年12月に「京都市国際化推進プラン」を策定（平成26年3月改訂）しました。

このプランでは，本市における国際化を更に発展させ，住む人にとっても，訪れる人にとっても魅力的で輝かしい国際都市になるための基本的な考え方や目標を明らかにし，本市が目指す国際的なまちの姿として,「世界がときめくまち・京都」,「世界とつながるまち・京都」「多文化が息づくまち・京都」という3つの目標と268の施策を掲げるとともに，その実現に向けて行政，企業，NPO，市民等が協力して取り組むべき内

容について定めています。本市では，このプランを着実に推進し，本市の国際化に継続的に取り組んでいます。

⑴ 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして，世界9都市と姉妹都市の提携をし，文化，学術，経済等の交流を通じて相互の理解を深め，友情のきずなを強めることによって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

都市名	国名	提携年月日
パリ	フランス	昭和 33 年 6 月 15 日
ボストン	アメリカ	34 年 6 月 24 日
ケルン	ドイツ	38 年 5 月 29 日
フィレンツェ	イタリア	40 年 9 月 22 日
キエフ	ウクライナ	46 年 9 月 7 日
西安	中国	49 年 5 月 10 日
グアダラハラ	メキシコ	55 年 10 月 20 日
ザグレブ	クロアチア	56 年 10 月 22 日
プラハ	チェコ	平成 8 年 4 月 15 日

注：パリ市は友情盟約都市，西安市は友好都市，その他は姉妹都市

⑵ パートナーシティ交流

世界のより多くの都市との交流を可能にするとともに，民間レベルでの交流・協力を一層促進することを目的として，パートナーシティ交流を推進しています。

パートナーシティ提携とは，包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり，民間レベルでの交流を主体とし，特定分野での交流を行う新しい形態の都市間交流です。提携都市は次のとおりです。

都市名	国名	提携分野	締結年月日
晋州（チンジュ）	韓　国	学術・教育	平成 11 年　4 月 27 日
コンヤ	トルコ	文化・芸術	21 年 12 月 12 日
青島（チンタオ）	中　国	経済・環境・文化・スポーツ・教育	24 年　8 月 26 日
フエ	ベトナム	学術・教育・福祉	25 年　2 月 20 日
イスタンブール	トルコ	学術研究・教育	25 年　6 月 14 日
ビエンチャン	ラオス	学術研究	27 年 11 月 3 日

⑶　国際交流会館

市政 100 周年及び平安建都 1200 年記念事業の一つで，市民と留学生，在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として，平成元年 9 月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には，国際化時代に対応した各種情報の提供を行う情報サービスコーナー，移動式の座席で，多様な交流事業の舞台となるイベントホール，世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ，姉妹都市コーナー展示室，図書・資料室，会議室，研修室，和風別館等を備えています。

また，公益財団法人京都市国際交流協会を平成 27 年度から 4 年間，会館の指定管理者に選定し，会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施し，京都市の国際化を推進しています。

⑷　世界歴史都市会議

本市は，昭和 62 年 11 月に，「21 世紀における歴史都市－伝統と創生」を総合テーマとして，国立京都国際会館において「第 1 回世界歴史都市会議」を開催しました。世界歴史都市会議は，世界の歴史都市の首長が一堂に会し，これまで積み重ねてきた貴重な体験と成果を互いに交流し，21 世紀に向けて人類の繁栄と文化の向上・発展のため，どのような役割を果たしていくべきかについて考えることを目的とする会議で，「世界文化自由都市」の実現を目指し，本市が提唱したものです。

平安建都 1200 年の平成 6 年 4 月に再び本市で開催された第 4 回会議において，世界の恒久平和を希求し，歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市

間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され，平成８年９月に西安市（中国）で開催された第５回会議において，本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来，再選されています。

平成 28 年１月現在

区　分	年　月	都市名（国）	テ　ー　マ
第１回	昭和 62 年 11 月	京都（日本）	21 世紀における歴史都市 ー伝統と創生
第２回	63 年　６月	フィレンツェ(イタリア)	明日の人間のための歴史都市
第３回	平成　３年 10 月	バルセロナ（スペイン）	都市の記憶と未来
第４回	６年　４月	京都（日本）	歴史都市の英知を求めて
第５回	８年　９月	西安（中国）	歴史都市の振興
第６回	10 年　５月	クラクフ（ポーランド）	歴史都市における遺産と開発
第７回	12 年　７月	モンペリエ（フランス）	歴史とその価値
第８回	15 年 10 月	モントリオール（カナダ）	保存と開発： どのようにして？　誰と？ 目的は?
第９回	17 年 10 月	慶州（韓国）	歴史都市の現在と未来: 歴史都市の保存と再生
第 10 回	18 年 10 月	バララット （オーストラリア）	持続可能な歴史都市：未来に向けた経済・保存・ビジョン
第 11 回	20 年　６月	コンヤ（トルコ）	歴史都市に生きる文化遺産
第 12 回	22 年 10 月	奈良（日本）	歴史都市の継承と創造的再生
第 13 回	24 年　４月	フエ（ベトナム）	伝統の継承が直面する課題とその解決への道
第 14 回	26 年　９月	揚州（中国）	歴史都市：文化の継承と未来への歩み
第 15 回 （予定）	28 年　６月	バート・イシュル （オーストリア）	高度技術が息づく革新的かつ創造的な未来の歴史都市

⑸　多文化共生施策

本市に住む約４万人の外国籍市民，日本国籍取得者，中国帰国者など，多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して，人権尊重の環境づくりを進めるとともに，各種情報提供・相談事業のコミュニケーション支援，福祉・医療の充実等の生活支援を行っています。

また，地域における多文化共生の推進に関する事項について調査，審議する機関と

して，「京都市多文化施策審議会」を設置しています。本市では，審議会の意見等を踏まえ，総合的な取組を進めています。

⑹ 外国人留学生支援事業

京都で学ぶ留学生は，将来それぞれの国と京都をつなぐ架け橋となる人々であり，市民レベルの友好親善・国際交流に大きく貢献する重要な存在です。

私費留学生を対象とした国民健康保険料の一部補助事業，留学生交流等促進事業に対する補助事業，市内文化施設の見学やイベント等への参加機会を提供する「留学生優待プログラム」，留学生 OB・OG に対し，フェイスブックにより相互交流の場を提供するとともに，京都に関する情報を発信する「留学生 OB・OG ネットワーク事業」を実施しています。

14 情報化推進

⑴ 高度情報化

本市では，情報通信技術（ＩＣＴ）の発展に伴い，変化する社会情勢に的確に対応するために，平成 13 年 5 月に「高度情報化のための京都市行動計画」を策定し，平成 16 年以降，継続的に行動計画の見直しを行いながら，市民サービスの向上と市役所業務の効率化を進めてきました。

平成 27 年度は，「市民サービスの向上」，「地域情報化の推進」，「行政事務の高度化・効率化」の 3 つの視点から，本市の高度情報化の推進を図るとともに，マイナンバー制度の運用を見据え，技術的対策と人的対策の両面から，更なる情報セキュリティの向上に取り組みました。また，本市の高度情報化推進に係る中期的な方向性を明示し，ＩＣＴの活用を促進するとともに，各職員が高度情報化を実践するための「京都市高度情報化推進のための基本方針」の策定に取り組んでいます。

⑵ 情報公開制度

本市が保有する情報は，広く市民に公開され，適正に活用されることにより，市民生活の向上と豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものであり，この情報の公開は，市政に対する理解と信頼を深めるとともに，市民参加を促進し，もって開かれた公正な市政の推進に資するものです。

本市では，「京都市公文書の公開に関する条例」を平成 3 年 7 月に制定し，平成 4 年 2 月に施行しました。その後，行政改革や地方分権の推進，高度情報化の進展など

公文書公開制度を取り巻く社会情勢が変化してきたことから，平成 14 年 4 月に，同条例を全面改正し，新たに「京都市情報公開条例」を制定し，同年 10 月に施行しました。

情報公開条例は，公文書の公開を請求する権利を明らかにし，請求者からの請求に応じて，実施機関にその保有する公文書の公開を義務付けるとともに，市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し，市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう努めることを定めています。

⑶ 個人情報保護制度

個人情報保護制度は，市民の基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることに鑑み，個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに，本市が保有する個人情報の開示，訂正等を請求する権利を保障することにより，個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的としたものです。

本市では，平成 4 年 9 月に京都市プライバシー保護制度検討委員会から提出された「京都市における個人情報保護制度のあり方についての提言」に基づき，「京都市個人情報保護条例」を平成 5 年 4 月に制定し，平成 6 年 4 月に施行しました。

その後，高度情報化の進展など個人情報保護制度を取り巻く状況が変化してきたところから，平成 17 年 4 月には，個人情報の利用停止を請求する権利の整備や職員等に対する罰則の新設などの改正を行いました。

また，マイナンバー法の制定に伴い，特定個人情報の取扱いを定める条例改正を行い，平成 27 年 10 月から施行しました。

15 名誉市民

本市は，昭和 28 年に京都市名誉市民表彰条例を制定して，本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進，又は学術技芸の進展に寄与され，もって広く社会の進歩発展に貢献し，市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし，表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は 50 名，現在御活躍の方々は以下のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略　　平成 28 年 3 月 31 日現在

氏　　名	表彰年月日	功　　績
廣中　平祐	昭和 58 年 10 月 15 日	現代数学の発展に貢献
千　　玄室	平成 10 年 10 月 15 日	茶道の発展及び日本文化の国際理解促進等に貢献
梅原　　猛	平成 10 年 10 月 15 日	哲学，日本文化史等の発展に貢献
田中　耕一	平成 15 年 10 月 3 日	生化学，医学等の発展に貢献
瀬戸内　寂聴	平成 19 年 10 月 15 日	文学界の発展に貢献
岡田　節人	平成 20 年 10 月 15 日	発生生物学の発展に貢献
益川　敏英	平成 21 年 2 月 14 日	素粒子物理学の発展に貢献
山中　伸弥	平成 25 年 7 月 30 日	医学の発展に貢献